

諮 問 第 1 2 3 0 号
令 和 2 年 4 月 6 日

情報通信審議会

会長 内山田 竹志 殿

総務大臣 高市 早苗

諮 問 書

下記について、別紙により諮問する。

記

Ⅰ P 網への移行の段階を踏まえた接続制度の在り方

諮問第1230号

ＩＰ網への移行の段階を踏まえた接続制度の在り方.

1 諮問理由

東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社では、現在電話サービスのために用いられている公衆交換電話網（以下「PSTN」という。）の設備（中継交換機・信号交換機）が、令和7年頃に維持限界を迎える中で、令和2年度から順次、PSTNのＩＰ網への移行を予定しているところである。

情報通信審議会答申「固定電話網の円滑な移行の在り方 二次答申」（平成29年9月）では、関係事業者間の協議を通じた設備移行に係る検討・整理の状況も踏まえ、ＩＰ網への移行の段階を踏まえた接続制度等に関して、適切な制度設計を総務省において検討する必要があるとされた。

また、PSTNの設備のうち加入者交換機や中継交換機の接続料の算定には、現在、長期増分費用方式が適用されているところ、情報通信審議会答申「平成31年度以降の接続料算定における長期増分費用方式の適用の在り方について」（平成30年10月）では、現行の算定方法の適用期間を令和3年度までとすることが適当とされ、これを踏まえ、総務省では、令和元年6月から「長期増分費用モデル研究会」において、令和4年度以降の接続料算定に適用し得る長期増分費用モデルについて検討を進めてきた。

以上により、ＩＰ網への移行の段階を踏まえた接続制度の在り方について諮問するものである。

2 答申を希望する事項

ＩＰ網への移行の段階を踏まえた接続制度の在り方

3 答申を希望する時期

令和2年9月頃 一部答申を希望

4 答申が得られたときの行政上の措置

今後の情報通信行政の推進に資する。